

# 平成26年第16回教育委員会定例会記録

平成26年9月25日(木)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成26年9月25日（木）午後2時00分～午後2時26分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 委員代理 長者 對馬 初音  
委員 折井 麻美子 教育長 井出 隆安

欠席委員（なし）

出席説明員 事務局次長 井口 順司 学担当 校教 育長 和久井 義久  
生涯学習スポーツ 担当部長 井山 利秋 中央図書館長 渡辺 均  
庶務課長 岡本 勝実 教企 画課 長 筒井 鉄也  
学務課長 植田 敏郎 特 別 支 援 課 長 塩 畑 まどか  
学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美  
生涯学習 推進課長 濱 美奈子 スポーツ 振興 課 長 人 見 吉也  
済美教育センター 所長 白石 高士 済美教育センター 統括指導主事 平 崎 一 美  
済美教育センター 統括指導主事 大 島 晃 済美教育センター 就学前教育担当課長 加 藤 康 弘

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司  
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第51号 杉並区教育委員会における公共施設予約システムの  
利用に関する規則
- 議案第52号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改  
正する規則
- 議案第53号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則
- 議案第54号 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関  
する規則の一部を改正する規則

### (報告事項)

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (2) 平成26年度交流自治体中学生親善野球大会の開催について

## 目 次

### 議案

議案第51号	杉並区教育委員会における公共施設予約システム の利用に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第52号	杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第53号	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第54号	杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に 関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	4

### 報告事項

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・ 8
- (2) 平成26年度交流自治体中学生親善野球大会の開催について・・ 10

**委員長** こんにちは。区議会開会中なので開催日程がちょっと変わりましたけれども、お元気でいらっしゃいますでしょうか。

ところで、本当に悲しいニュースなのですけれども、神戸の小学1年生の女の子が本当に無残な形で、もう何ともやりきれないなど。今後、その状況を見守りながら考えていかななくてはいけないだろうなど思っています。特に、学校や子供園、保育園なんかでは、お子さんたちの安全というものを考えていくと、どこをどう見ていかななくてはいけないのかという、そういう意味では、地域の目というのが本当に大きなものになってくるのだろうなということで、杉並区が実践しています地域運営学校を含めて、本当に重要な中味になってくるのではないかなと思います。

それでは、ただいまから、平成26年第16回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は、折井委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が4件、報告事項が2件となっております。

それでは、議題に入ります。まず初めに、公共施設予約システムの再構築に伴う規則の整備ということで、日程第1、議案第51号「杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則」、日程第2、議案第52号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第53号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第54号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の4議案を一括上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいま一括上程されました議案第51号から議案第54号までの4議案につきましてご説明を申し上げます。

本日の4議案はインターネット等を利用した施設の使用の申請等ができる仕組みでございます杉並区公共施設予約システム、区では「さざんかねっと」という名称で運用してございますが、このシステムを再構築して本年10月1日から運用を始めることに伴いまして、利用者登録、その他必要な事項を規則で定めるほか、関連する規則の規定の整備を図るものでございます。

まず、議案第51号でございますが、こちらは新たに制定いたします「杉

並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則」についてご説明を申し上げます。

第1条は、この規則を制定する趣旨を定めるものでございます。

続きまして、第2条ですが、予約システムで提供するサービスを定めるものでございまして、社会教育センター及び体育施設等の使用の抽選申込み、使用の申請、使用の申請状況の確認等のサービスを提供することとしてございます。

第3条ですが、予約システムを利用する場合は、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならないことを定めるものでございます。なお、予約システムが集会施設と体育施設に分かれて運用されるため、集会施設である社会教育センターにおける予約システムの利用に当たっては、集会施設の予約システムについて区長が定める規則に基づく登録を受けなければならないことを定めております。

続いて、第4条ですが、利用者登録の種類につきまして、社会体育団体登録及び個人登録の2種類とし、それぞれの登録資格を定めるものでございます。

おめくりいただきまして、第5条。利用者登録の申請等の手続を定めるものでございます。登録や登録内容の変更等は申請書によるものとし、登録者には利用者登録カードを交付することを定めるものでございます。

第6条でございます。利用者登録の有効期間を利用者登録を受けた日から3年間とすることを原則とし、学校に在学していること等を要件とする者の登録につきましては、有効期間を利用者登録を受けた日から当該日の属する年度の末日までと定めるものでございます。

右側のページにいきまして、第7条ですが、登録の更新の手続について定めるものでございます。

続いて、第8条の予約システムを利用した抽選申込みにつきましては、1枚おめくりいただいて、その次のページをご覧ください。別表に、抽選申込期間、使用予定者の使用の申請期間、使用の申請期間をそれぞれ定めてございます。抽選申込みは、この別表に定める抽選申込期間内に行わなければならないこと、また、申込みが重複した場合は、抽選により決定すること等を定めるものでございます。

続いて、第9条ですが、予約システムを利用した使用の申請につきまして、同様に別表で定める使用の申請期間内に行わなければならないこ

と、申請を承認した場合には使用確認書を交付すること等を定めてございます。

続いて、第10条でございますが、予約システムの利用制限に関する規定でございます。施設使用日の6日前以後に使用の申請の直前キャンセルをした者については、30日間の利用制限を受けること、また、使用の申請の取下げをしないで施設を使用しなかった、いわゆる無断キャンセルをした者につきましては、90日間の利用制限を受けることを定めてございます。なお、予約していた施設の使用料相当額の納付があった時は、予約システムの利用制限を解除するものとしてございます。

続いて、第11条は、予約システムの利用に当たっての禁止事項。そして、第12条は利用者登録の取消しを定めるものでございます。第13条は委任規定となっております。

附則におきましては、施行期日を平成26年10月1日とするほか、附則第2項におきまして、従前の予約システムにおける現在の利用登録や施設の使用申請等につきまして、この規則による新たなシステムにより行ったものとみなし、引き継がれることを定めてございます。

続きまして、議案第52号をご覧ください。「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

改正の内容ですが、議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項、第4条の2第3項、そして、第5条第4項及び第10条第1項におきましては、予約システムを利用した場合の事務処理を見直したことに伴いまして、規定を整備するものでございます。

裏面の2ページ目の右側をご覧ください。第10条第2項におきまして、予約システムの利用制限につきましては、ただいまご説明いたしました新たに制定する規則において定めたことに伴いまして、この規則で定めていた該当規定を削る整備を行っております。

このほか、予約システムに係る規定につきまして、所定の整備を行っております。

附則におきましては、施行期日を平成26年10月1日と定めてございます。

それから、議案第53号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一

部を改正する規則」及び議案第54号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」におきましても、ただいまご説明いたしました議案第52号の規則と同様の規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ありがとうございます。4件の議案についてご説明いただきました。それでは、ただいまから、それぞれのご質問、ご意見をお伺いいたしますけれども、議案番号を最初に言っていただいてから、ご質問、ご意見をお願いできればと思いますが、何かございますでしょうか。

**對馬委員** どの議案というよりも、「さざんかねっと」で、今までよりも使いやすく、普段、使い慣れていない方にも使いやすくというご説明があったかと思うのですけれども、コンピュータを使わないで予約をすることというのは今現在できるのでしょうか。

**スポーツ振興課長** 電話ですとか、紙でのやりとりなどもできますし、コンピュータということだけでなく、各運動施設などにおいてございます「さざんかねっと」の端末機、コンピュータの一部と同じようなものですが、そういった装置でも可能となります。

**對馬委員** それは、この先も変わらず、お電話などで高齢者の方とかでも使いやすくできているということでしょうか。

**スポーツ振興課長** はい。その点は変わりございません。

**對馬委員** わかりました。ありがとうございます。

**委員長** 他にいかがでしょうか。

**折井委員** 議案第51号の第4条、利用者登録の種類というところで、「(3) 個人登録(区外)」とあるのですけれども、区外の方でも個人登録をすることができて、抽選とかも全く区内の方と同じように申込みができるという理解でいいのでしょうか。

**生涯学習推進課長** 私からご説明いたします。第4条の利用者登録の種類の規定は、体育施設の利用者登録についての規定でございますが、区外の方につきましても、区民と同様に個人で登録することができます。しかし、抽選申込みができる時期や施設に差を設けてございます。

**折井委員** ありがとうございます。ということは、やはり区内のグループの方が優先的ということになるわけですね。

**生涯学習推進課長** はい、そのような形になってございます。

**折井委員** ありがとうございます。

**委員長** よろしいですか。他にいかがでしょうか。

先ほど、無断キャンセルという言葉が出てきたのですけれども、やっぱり、これまで、結構、無断キャンセルは多かったのですか。

**スポーツ振興課長** 体育施設につきましては、当日取消手続きを行わないで施設を使用しない無断キャンセルは、年間で50件程度です。

**委員長** 他の社会教育関連の施設、集会室とか、そのあたりはどうだったのですか。

**生涯学習推進課長** 集会施設につきましては、システムで地域課がその数値を把握してございまして、こちらでは持ってございません。申し訳ございません。

**委員長** 無断キャンセルがあるので、結局、90日間制限するということが出されてきたと思うのですけれども、そういう意味でかなり多いというふうに捉えてもいいのかなと思うのですけれども。何でそんなにあるのですかね。

**生涯学習推進課長** 無断キャンセルの対応はしっかり行っていく必要があります。そこで、集会施設は、今までは3日前までのキャンセルであればペナルティはかからなかったのですが、今回、7日前までに変更いたしました。それによって、キャンセルを早めにしていただいて、他の方にもご利用いただけるようにいたしました。

**委員長** わかりました。やっぱり、予約した以上は使う側の方たちもそれを意識してもらうということはすごく大事な部分なのかなというふうに思いますけれども。他にいかがでしょうか。

では、全体としては、特に他にご意見はございませんので、一括上程して審議していただきました議案第51号から議案第54号までの4議案について、原案のとおり可決しても異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第51号から議案第54号までの4議案を原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、日程第5、報告事項の聴取を行います。初めに、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承

認について」、ご報告させていただきます。平成26年8月承認分となっております。資料をご覧ください。

8月分合計といたしましては、全部で38件ございました。内訳としましては、定例的なものが33件、新規で承認したものが5件となっております。共催・後援の内訳については共催が12件、後援が26件です。新規につきましては、生涯学習推進課が3件、庶務課が1件、学務課が1件となっております。なお、累計については記載のとおりです。

新規の承認についてご報告をさせていただきます。1ページおめくりください。生涯学習推進課の分がございます。まず、一番上、種別、新規、名義形態は共催です。こちらは、杉並区文化交流課が団体となっております。事業名は「子ども伝統芸能おもしろ体験」、開催期間は26年11月29日です。こちらについては、区の事業ではありますが、広く教育委員会の関係でも周知したいということで、教育委員会の共催という形で文化交流課から依頼があったものです。

2番目、こちらは後援です。団体名、soulstory(ソウルストーリー)、事業名は「朗読と和太鼓による第11回soulstoryダンス公演『水鏡の月』」、開催期間は26年11月7日から11月8日となっております。

続きまして、もう1件、新規の後援です。団体名は公益社団法人 東京青年会議所杉並区委員会、事業名は「杉並活性化プロジェクト～出会は地域を変えるキッカケ～」、開催期間は26年9月17日から9月24日となっております。

次に、4ページ目に庶務課の新規がございます。名義形態は後援です。団体名はラジオ善北こどもネットワーク、事業名は「アートドロップス西荻to善福寺」、開催期間は26年11月1日から11月29日です。

もう1ページおめくりいただいて、5ページ目をご覧ください。学務課の新規がございます。こちらの名義形態は後援です。団体名は野田鎌田学園杉並高等専修学校、事業名は「食育講演会」、こちらの開催期間は26年11月8日となっております。

私からは以上です。

**委員長** ありがとうございます。5件の新規の承認ということでお話がありましたけれども、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

題名だけ見るとよくわからないものがありますよね。行って聞いてみ

ないとわからないのかなと思うのですけれども。

**生涯学習推進課長** 講演会等が多いのですが、事業の名称を凝ってつけているところが多いかなというふうに思います。

**委員長** 特にはよろしいですか。

では、この件につきましてはご意見ありませんので、以上にしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、「平成26年度交流自治体中学生親善野球大会の開催について」の説明をスポーツ振興課長からお願いいたします。

**スポーツ振興課長** 「平成26年度交流自治体中学生親善野球大会の開催について」ということでご報告申し上げます。

交流野球につきましては、東日本大震災が起きました平成23年からスタートしたものでございます。今年で4回目を迎えております。今回は昨年まで行っていました台湾台北市（2チーム）と福島県南相馬市（1チーム）、北海道名寄市（1チーム）に続きまして、静岡県賀茂郡南伊豆町（1チーム）が新たに参加するということになりまして、杉並区（2チーム）とあわせ、7チームの大会となります。

今回、新たな内容といたしまして、東京商工会議所杉並支部のご協力をいただきまして、元東京ヤクルトスワローズの宮本慎也さんにおいていただき、当日は演技披露ですとか、一緒に写真を撮ったりですとか、コメントをいただいたりですとか、そういう機会がございます。

さらに、新たな取組といたしまして、昨年、台湾に行った選手とそのご両親の方々が、今回の大会にそれぞれOBとして、13名の中学生と保護者の方13名、合計26名の方がボランティアとしてボールボーイですとか、お茶の接待ですとか、いろいろな役目を担っていただけるということで、つながりが新たに広がっていくかなといったところがあります。

日程でございますけれども、10月10日に台湾チームの方が来日いたします。11日が交流会、12日に開会式をやって、そこで元東京ヤクルトスワローズの宮本慎也さんにいろいろやっていただきますが、開会式に次いで試合、夜が歓迎晩さん会、13日は試合の後、閉会式といったところになります。台湾チームは14日に帰国という予定になっております。

会場につきましては、上井草運動場で開会式を行い、そこがメイン会場となりますが、富士見ヶ丘運動場と佼成学園総合グラウンドで試合を行うといったことが予定されております。

私からは以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

**折井委員** 本年度からは静岡県南伊豆町の方が参加してくださるということで、交流の幅も広がっていいなと思うのですが、これはどういうきっかけとか、経緯で参加してくださることになったのでしょうか。

**スポーツ振興課長** 平成24年9月に杉並区と南伊豆町が「災害時相互援助に関する協定」を結びまして、その関係でいろいろと交流が広がって、昨年の「すぎなみフェスタ」にもおいでいただいたりだとか、そういったつながりなどを踏まえて、ぜひこちらにも参加したいというお声がかかりがあったということによります。

**委員長** 他にはいかがでしょうか。

**對馬委員** 交流会とありますが、これはどんなことをするのでしょうか。

**スポーツ振興課長** こちらは、立正佼成会普門館というところで行うのですが、中味といたしましては、選手が親しめるようにといったところで、それぞれの学校が演技指導ですとか、ちょっと笑いをとるような事業と、例えば、それぞれの自治体の地域の特色ですとか、そういったものを事前に勉強してきて、それらをちょっと披露するだとか、そのようなことを計画しております。

**對馬委員** せっかく外国の方も、それから、日本のあちこちからも来てくださるようなので、ぜひ、たくさん交流して、子どもたちが野球だけではなく、何かいいものを持って帰ってもらえたらいいなと思います。

**委員長** よろしいですか。とにかく天気になって、いい天気の中でできれば一番いいなと。

特にご意見としてはよろしいですか。

**スポーツ振興課長** 先ほど、折井委員から、交流で南伊豆町が参加することになった経緯についてご質問がございましたが、昭和40年代から南伊豆町に「南伊豆健康学園」といった杉並区の施設などもございまして、昔から、かなりおつき合いがあったということもあり、平成24年に「災害時相互援助に関する協定」を結んだといった経緯がございます。

もう1点、新たな取組の追加といたしまして、そういう交流の場での

通訳の方ですが、区内の、例えば、立教女学院の方ですとか、杉並区交流協会の方々にもボランティアで通訳として従事していただける、応援していただけるという取組なども行ってまいります。

**委員長** ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、特に他にはご意見等ありませんので、この件につきまして以上はさせていただきますと思います。ありがとうございました。

報告事項は以上です。

以上で、予定されておりました日程につきましては全て終了いたしました。庶務課長からご連絡等ありましたら、お願いいたします。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、次回10月8日の定例会につきましては、議会日程の都合によりまして、委員長にご相談した結果、日程を変更させていただくこととなりました。次回の定例会は10月17日（金）午後2時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、次回の定例会は10月17日（金）午後2時からということで、ご予約をお願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。